

平成 18 年 9 月 29 日

国土交通大臣  
冬 柴 鐵 三 殿

社会資本整備審議会答申  
「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」  
の「特定設備建築士の創設」に対する意見

社団法人 空気調和・衛生工学会                      社団法人 建築設備技術者協会  
会 長 鎌 田 元 康                                      会 長 牧 村 功

社団法人 電気設備学会                                      社団法人 日本空調衛生工事業協会  
会 長 星 野 聰 史                                      会 長 山 本 廣

社団法人 日本設備設計事務所協会                      社団法人 日本電設工業協会  
会 長 福 西 輝 男                                      会 長 平 井 貞 雄

記

社会資本整備審議会答申「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」(平成 18 年 8 月 31 日)において報告された、「設備と構造の専門資格として特定構造建築士及び特定設備建築士の創設」は、消費者にとって設計・工事監理業務の責任と権限が明確になり、新築あるいは改修される建築物の安全性と信頼性が高いものとなる有効なものと考えております。

そこで、建築設備六団体協議会は、設備設計技術者として高い知識と実務経験をもつ「建築設備士」(建築士法第 20 条第 4 項)を有効活用することにより、適正な建築設備設計・工事監理を通じて建築物の品質確保を図ることを推進して参りたいと考え、以下のことを要望いたします。

## 1. 建築設備士の活用

建築設備設計・工事監理業務において重要な資格として運用されている建築設備士の20年間の実績を評価し、大規模建築物のみならず、省エネルギー計画書の作成が必要な建築物及び不特定多数の人が利用する特殊建築物等に関する建築設備士の建築士に対するアドバイザー業務について、建築設計発注者や確認申請機関に対して、東京都や大阪府の一部の行政機関が行っている運用（氏名・番号の記載及び押印をする）にならって全ての都道府県で建築設備士の有効活用を図るよう、国土交通省から「通達」することをお願いしたい。

これまで建築設備士を擁する設備設計事務所が委託を受けて適法に行っていた設備設計・工事監理に係わる業務については、従来通り行うことができるものであること。また、特定設備建築士が関与することが必要な建築物に係る設備設計・工事監理業務を、特定設備建築士が在籍しない建築設備士を擁する設備設計事務所が、行政より認定され、第三者機関（建築設備関連の職能団体等）に登録された特定設備建築士による法適合性証明を得て行うことは何ら差し支えないことについて、国土交通省から「通達」するようお願いしたい。

## 2. 既建築設備士の特定設備建築士への認定

既建築設備士のうち一定期間の実務経験を有し、一定の条件[指定講習の受講と修了考査など]を満たす者に、特定設備建築士を認定するよう要望いたします。この要望は次の混乱を避けるため当面の間の対策です。

一級建築士のうち建築設備士資格を持つ者は、3,000人程度と想定されます。そして講習と実務経験審査を行うと、特定設備建築士の認定人員はさらに少なくなり、一定規模基準を5,000 m<sup>2</sup>としたとしても、全国での資格者数と業務量にアンバランスが生じ、設計・工事監理業務が滞ることが想定されます。

## 3. 特定設備建築士の認定条件

特定設備建築士に認定される基準は、建築設備士の資格を持つ者または少なくとも建築設備士と同等の技術レベルを持つ者を目途とし、講習の受講と実務経験（資格取得後5年以上）の確認を受けた者としていただくことをお願いしたい。

#### 4 . 新一級建築士の受験資格と試験方法

建築設備士の有資格者は、資格取得後の実務経験なしで、新一級建築士の受験資格者としていただくことをお願いしたい。

新一級建築士受験資格条件を、機械系・電気系学科出身の技術者も実務経験を勘案のうえ直接受験できるよう、受験資格の幅を広げていただくことをお願いしたい。

#### 5 . 既CPD制度の活用

建築関連職能団体で行っているCPD制度（研修と実務評価）を活用し、建築士及び建築設備士の技術レベルをアップさせ、併せて、5年ごとの指定講習を義務付けていただくことをお願いしたい。

以上